

岡労発基1022第3号
平成26年10月22日

岡山県労働組合会議 議長 殿

岡山労働局長

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組の
周知・啓発について

平素は労働行政の運営につきまして、格別のご配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、デフレからの脱却に向けて経済の好循環を実現するため、労働者の意欲や能力が一層發揮され、労働生産性を向上させていくことや女性をはじめとするすべての人々が、健康で安心して働くことができるよう、多様で柔軟な働き方を実現することが重要です。

こうした中、我が国においては、長時間労働者の割合が高く、また年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまっており、長時間労働の削減や働き方の見直しに向けた対応の強化は喫緊の課題です。岡山県内においては、年間の総実労働時間が全国平均に比べて100時間近くも長いという状況にもあります。

平成26年6月に閣議決定した「『日本再興戦略』改訂2014－未来への挑戦－」において、「柔軟で多様な働き方」の実現のため「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれ、また、同月、「過労死等防止対策推進法」(平成26年法律第100号)が公布され、同法において11月は過労死等防止啓発月間とされました。

厚生労働省では、この長時間労働問題に省を挙げて取り組むため、本年9月30日、厚生労働大臣を本部長として「長時間労働削減推進本部」を設置し、

- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などを行う企業の撲滅に向けた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を取組の2つの柱とし、具体的には、本年10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することとしたところです。【別紙参照】

長時間労働の抑制や休暇取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。各々の企業において、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。

つきましては、貴会におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、各企業において労使間で協議が行われ「働き方改革」が進むようご配意賜りますようお願い申し上げます。

平成 26 年度過重労働解消キャンペーンの概要

1 実施期間

平成 26 年 11 月 1 日（土）から 11 月 30 日（日）までの 1 か月間

2 具体的な取組

（1）労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、厚生労働大臣、副大臣、大臣政務官が、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について、協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

（2）重点監督を実施します

ア 監督の対象とする事業場等

- ① 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等を把握し、重点監督を実施。
※ 監督指導の結果、法違反の是正が図られない場合は、是正が認められるまで、ハローワークにおける職業紹介の対象としない。
- ② 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対して、重点監督を実施。

イ 重点的に確認する事項

- ① 時間外・休日労働が 36 協定の範囲内であるかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。
- ② 賃金不払残業がないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。
- ③ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導。
- ④ 長時間労働者については、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導。

ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

（3）電話相談を実施します

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

フリーダイヤル なくしましよう 長い残業
0120-794-713

平成 26 年 11 月 1 日（土）9：00～17：00

※ 「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、相談や情報提供を受け付けます。

ア 最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間 平日 8：30～17：15）

イ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

本年 9 月から、平日夜間・土日に、誰でも労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

フリーダイヤル はい！労働
0120-811-610

月・火・木・金 17:00~22:00、土・日 10:00~17:00

URL: <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000054880.html>

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

(4) 周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く国民に周知を図ります。

(5) 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します

事業主、労務担当責任者等を対象に、全国8か所（北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、香川、福岡）で計10回、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を実施します。

URL : <http://過重労働解消.jp/>